

《関西支部 例会年会 旅費助成要領》

(目的)

1 日本気象学会関西支部が開催する例会・年会で発表する会員への旅費の助成を目的とする。

(資格等)

2 日本気象学会関西支部会員を対象とする。

3 支給は例会・年会ともに1題の発表につき1名とする。また、助成総額の上限は、例会・年会ともにそれぞれ3万円とする。

4 個々の支給は、原則として片道旅費が5千円を超えるものを対象とし、上限を1万円として片道旅費を助成する(千円未満は四捨五入)。ただし、応募者が多い場合は減額されることがある。

5 助成を受けた者は当該年度に限り応募できないものとする。

(手続き)

6 助成希望者は、発表の申し込み時に、旅費の見積もりとともに事務局に申請するものとする。書式は支部ニュースで知らせる。

7 常任理事会は助成者を決定するが、応募者が多い場合などには地区理事に調整を依頼する場合がある。

(義務等)

8 助成を受けた者は、当該例会・年会で発表するものとする。

(雑則)

9 その他必要なことは常任理事会で協議し決定する。

(付則)

この要領は平成 13 年 6 月 23 日から施行する。